

長山泰孝著

『律令負担体系の研究』

鎌田元一

著者長山泰孝氏は、その処女論文「歳役制の一考察」以来、一貫して律令制諸負担にかかわる問題を中心に研究を進めてこられたが、本書はそれら既発表論文に手を加え、さらに二編の未発表論文を追加してまとめられたもので、次のような構成をとっている。

第一部 律令負担体系の成立

第一章 律令調制の成立（未発表）

第二章 歳役制の成立

第三章 雑徭制の成立

第四章 徭役と給糧（未発表）

第五章 木工寮の性格と造営事業

第二部 律令支配の動揺と負担体系の変質

第六章 奈良時代の浮浪と京畿計帳

第七章 勘解由使設置の意義

第八章 調庸違反と対国司策

第九章 公営田の経営と負担体系

第十章 臨時雑役の成立

付論 行基の布教と豪族

その「序」において、氏は従来の研究状況を(1)律令負担体系の成立の問題、(2)大宝令制とその変遷、(3)律令負担体系の解体、の三つの問題に分けて概観し、おのずからに本書の各章を構成する論文の位置付けを行っておられるが、加えて従来の諸研究が全体としてはなお制度史的研究所の枠内にとどまっていることを指摘し、律令制支配の特質や、その基盤をなす律令制社会の構造の究明に向けて、その負担体系の研究をより包括的・構造的に推し進めていく為の有効な理論の必要性を強調しておられる。本書もまた既発表論文を中心とする論文集として、なおその限界を超えるものではなく、氏の右の指摘はそのまま今後の課題として残されている。しかし各論文は、律令負担体系の成立・解体・中世的負担体系への再編の過程を一貫して把握しようとする氏の問題意識によって支えられており、特にその第一部「律令負担体系の成立」では、旧稿を補う新稿が意図的に配され、調・庸（歳役）・雑徭によって構成される律令制課役の本質と成立過程について、単なる個々の制度史研究の枠を超えた体系化への試みが見られる。本書を貫く氏の真摯な研究姿勢に改めて敬意を表するとともに、今日このような形で氏の研究が一書にまとめられ、律令負担体系の研究にとって今後の発展の為の一つの重要な基礎が据えられたことを大いに喜びたい。以下、評者は必ずしもその任ではなく、拙い書評ではあるが、順次章を追ってその内容を見ていくこととする。

まず第一章「律令調制の成立」では、「大化改新詔」第四条の

田調・戸調を大化当時の制と見る立場から、その検討を通じ、律令調制の成立過程とその性格について、次の如き注目すべき見解が提示されている。(1)大化の調制の主体は田調であり、戸調は附加税的な位置を占めるに過ぎず、その田調は賦課基準こそ田におかれてはいるが、実際は戸に賦課されたものである。(2)この田調は大化の新制ではなく、それ以前からいわゆる貢進地系の屯倉で行われており、土地に対する国家の支配権の強化を梃子に、屯倉の個々の農民家族に賦課されたものである。(3)大化の政治改革にあたっては、この屯倉の田調が全国的に拡大され、税制の主体に据えられたのだが、戸調ではなく田調が採用されたのは、当時、共同体首長層の農民に対する強固な人格的支配を断ち切って、編戸・造籍を全国的に実施することが困難だったからであり、そのような状況では、人間よりもまず土地を把握し、それを基準として調を賦課するほかなかったのである。(4)その後、国家による直接的な人民支配の実現とともに、田調から直接律令的人身調に転化した可能性が強いが、その時期は庚午年籍以後、恐らくは天武朝初年と考えられる。(5)このように田調を媒介として成立した律令調制は、等しく人身賦課の租税であるとはいっても、大化前代における首長層の共同体成員に対する人格的支配をひきつぎ再編した徭役とは異なり、国家的土地所有の拡大を前提にして成立した地代的性格のより強い租税であると言いうる。

以上、甚だ興味深い提言ではあるが、その立論の過程においてなお問題がないわけではない。まず田調・戸調を大化の制と認定する点であるが、これが「大化改新詔」にのみ孤立して見られるものであり、しかも同史料が全体として問題の多いものであつて

みれば、単に「大化以降天武朝以前のいつの時点かの制度の反映であることが明確に証明されないかぎり、大化の制と認めざるを得ない」というだけでは十分でなく、現状ではかなり困難ではあるが、それが真に大化の政治改革にあたって採用された税制であることを逆に積極的に証明していく努力が必要であろう。次に田調は実際は戸に賦課されたものだとする点であるが、これが八世紀の籍帳によって算定された所謂「標準郷戸」「標準房戸」をモデルとし、布の場合について令制の人身調と比較した結果、一戸あたりの負担量が接近した数値を示すという根拠で結論づけられているのはいささか安易に過ぎるのではあるまいか。綱や絶で試みればまた違った結果が出るし、そもそも八世紀の戸に田調・戸調を課したと仮定して計算した結果が令制人身調の一戸あたりの負担量に近いからといって、それが何故大化当時の田調が戸に賦課されたことの証明になるのか、論理的に殆ど意味をなしていないように思われる。この点は氏の所論にとって重要な前提であるだけに特に注意を喚起しておきたい。またそのような田調が既に屯倉において広く実施されていたとする点も、あくまで論理的な要請にとどまっており、十分な論証が行われているわけではないことも併せて注意しておきたい。

次に第二章「歳役制の成立」第三章「雑徭制の成立」では、調制とは本質を異にする律令徭役制の問題が考察される。まず歳役であるが、その成立の問題については平野邦雄氏と同様の結論、即ち歳役は淨御原令において制度的に成立したが、それは実役徴発を主体とする制度であり、その後大宝令で京畿内免庸の規定が加えられ、養老令と大差ない条文となったことが指摘される。ま

たその歳役制の本質、その前身であるエダチの起源を論じて、(1)エダチは大化以前に一般的であった族制的、部民制的組織を通じての徭役とは異質のものとして大化前後、恐らく舒明朝頃から始められた新しい徭役制度をさす。(2)その特徴は中央権力によって古い族制的体制を超えて全国的に人民を差発し、これを中央に集めて使役するところにある。(3)その意味でエダチは在地の生産関係に基礎づけられた収取の単純な転化、発展と考えるべきではなく、強力な中央集権の形成という条件に規制される極めて政治的な性格の強い収取形態とみるべきである。(4)令制歳役はこのような性格をもつエダチが律令制度の完成によって一つの到達点にまで達したものであり、最も律令的な性格の強い収取形態という、という注目すべき指摘がなされている。

これらはいずれも首肯されるべきものと思われるが、他に一点氏が強調される点、即ち青木和夫氏や平野氏が大宝・養老令の歳役条は立文の精神において既に実役徴収に対する積極性を失っており、八世紀以降、歳役は実際には行われなかったとしたことに對する批判の部分には、いささか理解しがたい点がある。氏の指摘の通り、確かに歳役条はあくまで実役の徴発を本質とする条文であり、慶雲三年格が出された法的根拠もそこにあるが、その実際的な運用においては、それは全面的に庸物徴収とそれによる雇役の徴発という、より進んだ合理的な形態に移行していたと見るべきではなからうか。氏自身雇役は歳役の一転化形態であると述べておられるが、出雲国計会帳に見るように雇役は最初から全国的規模で以て計画的・強制的に差発されるのであり、まさにそのような形態において歳役(エダチ)の本質が貫徹せられているの

である。氏の論旨に照らしても、わざわざ歳役条に基づく十年十日の実役が行われた可能性を強調する意味はないと思われるし、また実際それが行われたことを明確に示す史料もない。氏は慶雲三年格を歳役条の実役規定を修正した格と捉え、それが実施されている以上、令と格との関係から考えても歳役が行われなかったとするのは正しくないと述べておられるが、同格に対する氏の理解には誤りがある。紙幅の関係でここでは詳述できないが、それは同日の庸の半減と密接な関連があり、むしろ政府の説明とは逆に、同格を施行する為にこそ庸の半減が行われたという側面さえあるように思われる。それは減免した庸調分の倍の日数を使役するという観点から規定されており、庸五日分の免除に対して九日、同じく十日分の全免に対して十九日、庸調計二十日分の免除に対して四十日という計算である。即ち本来不定期的な造営事業の財源(庸)を平常的には半減して民弊を省くと同時に、その代償として、もともと令制通りに徴収した庸によっても賄いきれないような大規模造営が集中的に継続する場合を予定して、歳役条の規定をはるかに超える収奪を可能にしたのである。それは単に歳役条の実役規定の修正といったものではなく、氏も一応の注意を払っておられるように、明らかに平城京の造営を意識した施策と考えられ、西海道の庸全免(十日分)に対して筑紫役十九日が規定されたのも、恐らく大宰府及びその関連諸施設の整備・造営に必要な労働力確保の為であったと考えられる。

次に雑徭であるが、本章は吉田孝氏の一連の雑徭制研究を批判して執筆された同名の旧稿を中心に、古記の史料性格をめぐり岸俊男氏の批判への解答を加えてまとめられたものである。氏の

見解を要約すれば、(1)賦役令雑徭条の古記は、令内各条に規定される力役のうち中央政府の需要を満たすものを雑徭とし、人民の生活の再生産にかかわる共同体を基盤とした力役は雑徭を充てないとしていること、(2)そのような古記の見解は令意にかなうものでも、また天平期の実態でもなく、成立期の雑徭の性格に強くひきつけられた結果であること、(3)淨御原令で始めて制度化された雑徭は中央政府の直接的な需要に応じるものであり、共同体を基盤とする諸力役はその段階でなお旧国造の系譜をひく評の官人の管轄下に委ねられていたこと、(4)その後者が雑徭に組み込まれ、国家的徭役体系の中に位置付けられるのは大宝令制下に至ってであること、(5)岸氏の批判にもかかわらず、やはり古記の解釈の背後には何らかの制度的実態が存在し、これを雑徭制解明の史料として用いること、の五点にまとめられよう。ここに見るように、氏の研究は雑徭制についての単なる制度史的研究の域を超えており、先の歳役についての研究と併せて、在地首長の下にあった徭役賦課権が律令国家の形成過程に沿って次第にその下に吸収されていく過程を、着実な実証的手法を以て具体的に跡づけられた点は高く評価されねばならない。ただ古記の分類が右の如き観点からなされたとする時、雑徭ではないと一括されたA類諸条の中にもともと雑徭とは関係のない兵士や婦人の使役についての条文が多く挙げられていることには、単に確認の為だというようなことでは済まされない疑問を感じる。この点岸氏の見解では何ら別途の説明を要さず、全て統一的に理解しきれるのであって、氏の反論にもかかわらず、なお岸説は克服されてはいない。しかし古記の分類に対する氏の理解を離れても、淨御原令制下と大宝令制下

とでの雑徭復除の在り方の違い、また園田香融氏や吉田氏によって指摘された御行と雑徭との関係といった点からして、雑徭についての氏の全体的な構想にはそれほど大きな狂いは生じないように思われる。

第四章「徭役と給糧」は、律令制下における公糧支給の実態とその意味の検討を通じて、律令国家の本質に迫ろうとした好論である。そこでは、(1)律令制においては官人に対しては勤務中の食料を支給し、それとは逆に徭役に対しては公糧を支給しないのが原則であったこと、(2)しかし八世紀後半から九世紀にかけて次第に公糧不給の原則がくずれ、徭役に対する食料の支給が一般化したこと、が明らかにされる。そしてこの事実を踏まえて、(1)官人に対する公糧支給は家産官僚制の原理に基づくものであり、律令国家は一種の家産国家と見るべきこと、(2)これに対して徭役は国家に対する奉仕義務として賦課されるものであり、農民は自己の負担においてこの義務を果すことを要求され、従って国家は農民に対する給養の義務を負わなかったこと、(3)それが可能であったのは農民が経営の一定の自立性を獲得していたからであり、律令国家の成立は一定の自立性をもった農民経営の広汎な存在を前提としていたこと、(4)徭役に対する公糧支給の一般化は、基本的にはそのような班田農民の窮乏化と、それに起因する徭丁の減少という事実によってもたらされたものであること、(5)それにもかかわらず、給糧化は直ちに農民の国家への奴隸的隷属には結びつかず、私的土地所有の展開にもない、労働力の獲得をめぐる競合する国家と王臣家・豪民との間にあって、農民にはなお一定の選択の余地が残されていたこと、などが指摘される。これは、律

令儀役制においては公粮支給が原則であったとして、そこからその奴隷制的性格を導き出す石母田説への批判として述べられたものであるが、いずれも重要な指摘であり、律令国家の性格を考える上で常に省みられなければならない論文であろう。ただ右の石母田氏の指摘自体は誤りとしても、この時代の生産関係をどのよう概念規定するかは別問題であり、単に農民経営の自立性を指摘するばかりではなく、その歴史的 성격が問われねばならないであろう。その点で本書の全体を通じて「農民」という超歴史的用語がもっぱら多用されているのも気になる点である。

次に第五章「木工寮の性格と造営事業」は、令制唯一の造営担当官司である木工寮についての初めての本格的研究である。そこでは木工寮の組織・職掌・長官人事、また令外の造営担当官司との関係が検討され、幾つかの特徴を通じて次の如き指摘がなされている。即ち、(1)木工寮は造営工事とその予算編成および材木の調達を主要な職掌としたが、八世紀においては、造都・造寺などの大事業はむしろ造京司・造宮省・造寺司などの令外官司によって行われ、木工寮は意外に造営とのかかわりが少ない。(2)それは木工寮が大化前代の内廷官司を母胎とし、宮内省被官の小官司として設定された為で、大化前代の木工寮前身官司は供御の木製雑器や供神雑器の製作を主要な職掌とし、併せて天皇の私的住居の性格の強い宮殿の造営や、神事に際しての神殿の造営を行っていたと見られる。(3)これに対して、大化前後から行われるようになった大規模な造営の為に臨時の担当官司として将作監が設置され、これが後の造宮省や造寺司につながっていく。(4)平安時代に入り、大規模な造営担当官司や造寺司の設置による造営が行われなくな

ると、木工寮が造営において果す役割は奈良時代に比してむしろ次第に増大していった、というのである。本論は単に律令官制の個別的研究にとどまらず、氏の役役制研究の一環をなすもので、第二章「歳役制の成立」では、ここで明らかにされた木工寮前身官司と将作監との関係が、古い部民制的な枠を超えて徴発されるエダチの成立過程に照応するものとして位置づけられている。その細部はともかくとして、甚だ魅力に富む構想と言えよう。

第二部第六章「奈良時代の浮浪と京畿計帳」では、律令公民制の支配秩序を否定する存在としての浮浪・逃亡について、従来の諸説を丹念に検討し、それらの多くが依拠してきた京畿計帳の逃注記の史料性について注意を喚起するとともに、律令政府の浮浪人対策が当初から現住地主義で一貫していたことなどが指摘されている。まず京畿計帳の逃注記は、既に原島礼二氏によって詳細な検討が加えられているように、多くの問題点を孕む史料であるが、氏もまた原島氏の指摘に沿い、三つの特徴を挙げてその史料性格を吟味している。それは、(1)これらの計帳では戸令戸逃走条の三周六年法による除帳規定が無視され、計帳作成時から満六年をはるかに遡る逃亡がなお除帳されずに記載されており、しかも調の徴収においては恰も逃亡という事実が存在しなかったかのような取り扱いさえ受けていること、(2)その逃注記は、ただ国(郡)名を注記したり、その下に「在」と記すものをも含めて甚だ多様な形態をとっているが、それが内容的に何らかの実態の相違を示していると思われるような様相は特に見出せず、これを直ちに実態の相違と見ての従来の立論は危険であること、(3)京畿計帳では不課口、なかんずく女性の逃亡が極めて多く、浮浪発生

原因・理由についての従来の諸説は、この点でも大いに再検討の余地があること、の三点であるが、総じて京畿計帳の逃注記には、それを史料として奈良時代の浮浪の実態・性格について論じるには、なお十分の検討を要する多くの問題が残されていることが指摘されている。さらに前記の(3)に関連して、京畿計帳に見られる逃亡の様相が必ずしも奈良時代前期の逃亡の一般的な在り方を反映していない可能性が注意されていることも重要である。全く同感であり、これら京畿計帳の逃注記全体をいかに理解するかは評者自身にとっても大きな課題として残されている。なお前記の(1)に関連して、和銅八年(霊亀元年)に三周六年法による除帳処置が停止されたのは、和銅八年五月一日格(所謂「土断法」)の施行によるものとして理解し得る可能性があるのではないかということとを付言しておきたい。原島氏が土断法下の京畿の特例と見做されたのとは逆に、まさに和銅八年格の適用そのものとして理解する可能性である。

次に律令国家の浮浪人対策についてであるが、私は律令における公民支配の原則はあくまで本貫地主義にあり、和銅八年格による浮逃対策も基本的にその線上に位置するものと考えている。ここはその場でないのでこまごまとした反論は控えるが、私見は単に藤原園人の奏状のみを根拠とするものではない。和銅八年格の下にあっては括出された浮逃は特殊の名簿に国郡姓名を録され、それに基づいて調庸を徴収されるが、その国郡は本貫地の国郡なのであり、これを単に現住地主義だとして割り切ってしまうのはいかがであろうか。少なくとも単に現住地主義だというだけでは、和銅八年格施行の意義は一向に明らかにならない。それでは何故

政府は養老五年格に見るように、明瞭に当処編付の方針を打ち出さなかったのだろうか。説明のほしいところである。なお拙稿においては『続日本紀』の現存諸写本が「土断」の語を「云断」に作っていることに注意し、それが本来正しく「土断」の語であったかどうかにも問題があるとしたが、「土」と「云」は転写の際に容易に誤記され得る文字であり、実際『続日本紀』の写本においても他に「土」を「云」に誤写した実例が見出せたので、ここはやはり「土断」が原文であったと見るべきようである。そうだとすると、この「土断」が当処編付を意味しないことは拙稿に述べた通りであるが、この機会をかりて補足させていただくこととしたい。

次に第七章「勘解由使設置の意義」では、桓武朝における解由制度強化の背景およびその実態を検討し、そこに国司監察制度の重大な変化が見られることを指摘して、律令的支配体制の変質を方向づける桓武朝の政策の特質が論ぜられる。今それを要約すれば、(1)解由制度は奈良朝の初期から存在したが殆ど励行されてはおらず、桓武朝に入って改めてその励行がはかられ、不与解由状の採用、勘解由使の設置によって国司に対する監察機能が強化されたこと、(2)その背景には奈良時代後期からの国家財政の悪化があり、それに対処して弛緩した租税・財政制度を建て直すには、既に不正怠慢の一般化した国司に対して何らかの新しい有効な監察制度が必要とされたこと、(3)このように解由制度は主として財政面における国司監察制度として、改めて重要な意義を付され強化されたが、それは以後さらに財政面から一般行政面へも拡大され、また国司監察から官吏一般に対する監察制度へと発展したこ

と、(4)しかしこの勘解由使による国司監察制度は、奈良時代の巡察使や按察使による地方政治の全般、さらには国司の倫理や主体的態度にまで渉る監察に比べ、文書主義的方法を通じて、ただ政治の内容を物質的・数量的に把えうる面の監察にのみ矮小化されており、ここに極めて現実適応的な桓武朝の政策基調が窺われるとともに、律令的支配体制の重大な変質の方向が見出せること、の四点にまとめられよう。今後さらに律令時代の全時期を通じて、その文書主義行政の全般的検討が必要とされているように思われる。

第八章「調庸違反と対国司策」は、奈良末～平安初期に顕著となる調庸の匱乏・違期・未進といった事態に対して、中央政府がとった対国司政策の変遷を検討し、律令負担体系の解体過程を段階的に跡づけようとした労作である。ここでは対国司策の変遷から、宝亀以降応和に至るおよそ二〇〇年の期間が次の四時期に区分される。第一期——国司の調庸納入における違反がさし迫った問題となった宝亀・延暦期であり、専当制の強化や解任・奪俸などの行政的措置によって違反を抑えようとした、いわば試行期ともいえる時期。第二期——大同から承和に至る時期であり、調庸違反に対して律によって罪を科する方針を確立し、未進の場合にのみ公廩を以て填納させることとした、いわば律条主義の時期。第三期——嘉祥以後延喜に至る時期で、調庸制の解体が顕著となり、匱乏や違期を通りこして未進が慢性化したのが、これに対して取締りの意欲は減退し、ただ未進の填徴にのみ注意が払われた時期。第四期——延喜以後の時期であり、第二期に出された法令を典拠として違反を追及する方針に復したが、それは教誡的な色彩

を強くもち、観念的理想主義的な復古政治の一表現と思われる時期。そしてこの時期区分が調庸制解体の諸段階を示すものとして位置づけられ、国司一般、専当国司、官長といった取締まり対象の変遷もほぼこの段階に照応することが述べられている。その中で重要なのは、第三期以降において、官長が一定の貢納額を請負い、自らの下に従属させた任用国司や郡司にさらにその徴収・貢納を請負わせるという体制が生み出され、さらにその官長から一国の貢納を一手に請負う弁済使が出現してくることであろう。今後、在地における調庸物の生産・調達をめぐる具体相との関連で右の時期区分の一層の内実化が望まれる。

第九章「公営田の経営と負担体系」は、従来から議論の多い公営田経営の実態とその歴史的意義について再検討を加えたものである。氏にはその後さらに、本稿以後に発表された中野榮夫氏や福岡猛志氏の論考をめぐって「公営田制に関する基礎的事実の検討」(『日本史研究』一八二)があるが、公営田制の内容を示す弘仁一四年二月二日官奏の理解についてはなお解明されるべき問題が残されているようである。ここではそれらの一々については触れないが、その最も基本的な問題に関して氏は、(1)公営田に割かれた口分田は乗田の残りを以て補充され、従って公営田は事実上大宰管内の全乗田を投入し、乗田利用の一方法として行われたものと考えられる。(2)公営田の経営に要する経費は正税から支出され、それに対して出挙利稻に見合う収益をあげることが期待された。その意味で公営田制は正税運用の一形態とみることができるといえる。という見解を示しておられる。ほぼ妥当な見解であろうと思ふが、ただ(1)(2)ともに認めた場合、大宰府管下の乗田から従来収

取されたであろう賃租地子稲が一応大幅に減少することが考えられる。公営田のうち本来の地目に従って約半数の田地が輪地子とされてもそうであるし、福岡氏の近説のように全て輪租であればなおさらのことである。尤、氏は新稿で先の(2)を一部訂正し、通常の出挙額を低く見積もった上に余剩稲の存在を考慮して、出挙は平常通り行われたとしておられる。とすれば公営田の収益は旧来の乗田地子を賄いうるものとなるが、そのような理解にもなお問題は残されているようである。大宰府管下の地子稲は早くから特別な扱いを受けたようであるが、財政面において単に出挙との関係ばかりでなく、もっと地子の問題にも注意が払われなければならないのではなからうか。

さて公営田制に関する前記の理解を基礎として、氏はその経営の実態と歴史的評価に関し、次のように述べておられる。(1)公営田の経営は従来理解の如き直営田方式によって行われたのではなく、農民の個別経営に委託され、彼らの戸田経営の一環として耕作された。(2)従って公営田経営を農民のなまの労働力を追求する奴隸制的な性格のものとみる見解は認められず、律令個別人身支配に基づく令制官田的な直営田経営は九世紀を通じて衰退・変質の道をたどったのであって、この時代を直営田の時代と見るのは妥当でない。(3)民間の佃経営も、九世紀を通じて、単純協業を組織する直接経営から農民の個別経営に委託する間接経営に移行しつつあり、公営田の経営を当時の民間の進んだ直営的生産方式を採用したものとする見解も認められない。また民間の直接経営の場合、その労働力については単なる経済関係によるものよりも、王臣家などの国家公権を媒介とする人民支配を重視すべきであっ

て、これらの点よりして、私営田経営の歴史的意義、封建化に果たした役割などについても再検討の必要がある。(4)公営田制は弘仁期後半の未曾有の災害に対応して、律令制本来の収取体系を維持することを目的に行われたものであり、これを調庸の収取形態の転換として評価する見解は妥当ではない。(5)公営田制には、農民に対する個別人身支配の解体に対応する土地支配の強化、及び土地生産物収取への依存の傾向の増大という時代的趨勢が示されており、また公営田を媒介とする農民支配が個別経営そのものを全体的に把握し、その隷属性を強化してゆくところに新しい支配体制形成の基本的なコースが示されている。以上であるが、ほぼ穏当な見解と言えるであろう。

次に第十章「臨時雑役の成立」は、租税・官物と並んで平安時代の収取負担体系に重要な位置を占めた臨時雑役について、その成立の問題を中心に検討を試み、律令制人身諸負担の解体とその再編成の過程を明らかにしようとしたものである。氏自身の要約に従えば、それは次の四点にまとめられる。即ち、(1)臨時雑役は調・庸・雑徭などの律令的諸負担が変質解体し、その各々が税目としての独立性を喪失して雑役化したことを前提とし、班田農民の階級分化に応じてそれらの諸負担が臨時的に有力農民層に賦課されたところから、それらの人身的諸負担を包括的に呼称する名称として成立したもので、その成立時期は九世紀末頃と考えられること、(2)臨時雑役には中央賦課の臨時雑役と地方賦課のそれとがあったが、律令的負担の変質形態として臨時雑役の本流をなしたのは後者であり、中央賦課のものはこれに対する加徴としての意味を持っていたと思われること、(3)臨時雑役は成立当初は人

身に賦課されたが、その後一世紀余りで土地別に賦課されるようになったこと、(4)律令的公民にかわって有力農民を王朝の公民として把握せんとする政策の延長として、延喜荘園整理令を契機に、従来王臣家との私的結合関係によって課役を免れてきた有力農民に対して、積極的に臨時雜役の賦課が行われるようになったことの四点であるが、この氏の見解に対しては近年中野榮夫氏によって全面的な批判が加えられている。首肯すべき点も多いように思われるが、中野氏の論証にも問題があり、律令収取体系の解体から中世的収取体系成立への移行過程については、なお今後の研究をまたねばならない部分が多く残されているように思われる。

最後に付論「行基の布教と豪族」では、これまで注意されることの少なかつた行基の布教活動の内容、そのイデオロギー的側面を掘り下げることによって、その民衆の現世的欲求を容認し解放する積極的な因果応報観が、律令国家の下で抑圧される地域豪族層の私的生産活動の拡大に対する欲求と結びつき、彼らの経済活動を支える社会的実践倫理を形成して、そこに律令国家に対する巨大にして組織的な批判的エネルギーが生み出されていたことが指摘されている。この行基の宗教運動は、豪族層の階級的成長の最初の転機をイデオロギー的に準備したものととして意義づけられているが、本論は、従来からも注意されてきた行基の運動と豪

族層との密接な結びつきについて、その内面的な連関を深く追求した点で高く評価されるべきものと言えよう。

以上、できうる限り各章の論旨に忠実に沿って見てきたわけであるが、読み終えて、改めて氏の研究視野の広さとそれに支えられたバランスのとれた歴史感覚といったものを感じざるを得ない。そこには奇をてらうような論考は一つとしてなく、いずれも先行研究の丹念な整理と諸史料の着実な検討によって、地味ではあるが、確実な成果が挙げられている。また本書において特に注目すべきは、第二部に収められた律令負担体系の解体にかかわる諸論文が、常に新しい時代の支配体制、収取体系の成立を展望して為されていることであらう。移行期の研究は言うは易くして行うに難きことである。氏はこの困難な課題にも正面から取り組み、律令負担体系の成立から解体まで、一貫した構想の下に描ききることを目指して研究に取り組んでこられた。常々学恩を蒙っている後学の一人として、改めて氏の真摯な研究姿勢に学びたいと思う。甚だ雑な紹介に終始し、書評というにはあまりに隔たつたものとなってしまうが、著者並びに読者の御寛恕を請う次第である。(A5判 三五二頁 一九七六年二月 塙書房 四五〇〇円)

(富山大学助教授